

避難情報等の発令及び伝達マニュアル



平成2年9月台風19号による洪水被害（邑久町尾張・本庄地内）
（岡山県『平成2年9月台風第19号災害誌』）

令和3年6月改定



岡山県瀬戸内市

はじめに

本市では、平成29年3月より「避難勧告等に関するガイドライン」により、避難勧告等の発令の判断を行ってきました。

令和元年台風19号(令和元年東日本台風)では、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。これら豪雨においても避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自ら守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置づけられわかりにくいとの課題も顕在化しました。このため国は災害対策基本法(以下、「災対法」という。)を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されました。

市ではこの災対法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め見直し、「避難情報等の発令及び伝達マニュアル(以下、「マニュアル」という。))として改定します。マニュアルでは、自然災害のうち人的被害が発生するような洪水、雨水出水(内水)(以下、「洪水等」という。)、土砂災害、高潮及び津波に伴う避難を対象とします。なお、津波は突発的に発生する災害であり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないため警戒レベルを付さないこととしていますが、記述が煩雑にならないよう、本マニュアルでは避難情報全体について記述している場合は、便宜上、避難情報に警戒レベルを付すこととします。

避難情報等の発令及び伝達は、以下の点を基本姿勢に対応します。

1. 避難は災害から命を守るための行動であること。
2. 避難行動の分類として立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保と整理する。

従来の避難場所への移動だけではなく、安全な親戚・知人宅に行くこと、近隣の安全な建物に移動し安全を確保すること(以上、立退き避難)、安全な場所にいる場合は避難場所に行く必要がないこと、ハザードマップ等で自宅の浸水想定等を確認し上階等に留まること等により計画的に身の安全を確保することか可能なこと(以上、屋内安全確保)、適切なタイミングで避難をしなかった、災害の発生が切迫している、既に災害が発生しているなど立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至った場合、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動すること(緊急安全確保)と整理したこと。
3. 住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援すること。
4. 災害から市民の命を守るため、昼夜の時間帯を問わず、災害発生の危険性が大きく高まっている、もしくは、避難情報等の判断基準に達したときは躊躇することなく避難情報等を発令すること。

5. 空振りとは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって避難情報等を発令する。また、高齢者等避難の発令を有効かつ積極的に活用し、早めの避難情報等を発令すること。本マニュアルは関係機関における現時点の知見・知識等を前提として避難情報等の発令・伝達に関する事項を取りまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、より良いマニュアルとなるよう見直しを行っていくこととする。

また、主要河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、積乱雲の急な発達により発生する竜巻、雷、急な大雨といった現象は、適時的確な避難情報等の発令が困難であることから、これらの現象から身を守る方法を平時から市民等へ周知しておくことが必要である。

平常時の予防啓発が市民の命を守る上で最も重要であるという認識に立ち、災害時には、地域防災力をもって、市民の安全確保がなされるよう、本マニュアルを適切に運用していくものとする。

避難情報等の発令および伝達マニュアル

【 本 編 】

— 目 次 —

はじめに

【共通編】

1. 避難行動（安全確保行動）の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 避難情報等の発令基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 避難情報等の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【水害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 避難情報等の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 避難情報等の伝達文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 特別警報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【土砂災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 避難情報等の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3. 避難情報等の伝達文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

【高潮災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 避難情報等の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. 避難情報等の伝達文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【津波災害編】

1. 避難指示発令の判断基準の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2. 避難指示発令の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 避難指示の伝達文例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

1. 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」である。居住者等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する。

1.1 避難行動

居住者等は、災害発生のおそれの高まりに応じて、適時的確な避難行動等をとることが必要であり、市は、災害発生の高まりに応じ、居住者等の避難行動等を支援する防災情報をわかりやすく提供する必要がある。このため、災害発生のおそれの高まりに応じ、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を促す情報」と「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとし居住者等の主体的な避難行動等を支援する。

市長が発令する避難情報等により居住者等がとるべき行動の詳細は表1のとおりである。警戒レベル相当情報については国や岡山県が提供する防災気象情報等で居住者等が主体的に避難行動等を判断するための参考となる状況情報である。防災気象情報と警戒レベルの関係は表2のとおりである。

表1 避難情報等により居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <ul style="list-style-type: none"> ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再認識するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意する等、避難に備え自らの避難行動を確認
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

注意：突発的な災害の場合、市長からの避難情報等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

表2 警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				水位情報がある場合 (下段：国管河川の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：国管河川の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)
5 相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (回避している可 能性))	大雨特別警戒 (浸水警)※2	大雨特別警戒 (土砂災害)	高潮に 関する情報
4 相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難指示の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫の恐れは超過相当))	内水氾濫危険情報 (内水氾濫の恐れ により発生する 危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 (土砂災害の恐れ) ^{※4}	高潮特別警戒 高潮警戒
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警戒 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警戒 (土砂災害)	高潮警戒 高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫主要水害超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没や陸路等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高年齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

※1) 河川に公表している国管河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。
 ※2) 水位情報が無いような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫の両方があるため、これらまとめて大雨特別警戒(浸水警)の対象としている。
 ※3) 水位局が海抜について都道府県知事から発表される情報、台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4) 大雨警戒(土砂災害)・洪水警戒(土砂災害)の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警戒が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 ※5) 高潮警戒は、高潮により余り余りに危険が及ぶおそれがあると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警戒として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 風や同程度の温帯低気圧により高潮となるおそれがあると予想される場合に高潮警戒(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。
 (注) 本資料では、気象庁が提供する大雨警戒(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

1.2 避難場所と避難所

- ① 避難場所：切迫した災害から命を守るために避難する場所
- ② 避難所：住宅損失した場合等において、一定期間避難生活をする場所

1.3 本マニュアルにおける避難行動の呼称

本マニュアルにおいては、避難情報等が発令された場合、そのときの状況に応じてとるべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動を「立退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶこととする。また、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動することを「緊急安全確保」と呼ぶこととする。

2. 避難情報等の発令基準の設定

本マニュアルにおいて対象となる災害は、水害、土砂災害、高潮災害、津波災害とする。避難情報等の判断基準の設定に関する流れは、概ね次のとおりとし、詳細は災害種別毎に定める。

- ① 避難情報等の対象とする区域の設定
- ② 避難情報等の判断基準の設定
- ③ 避難情報等の発令に用いる伝達文（例）の設定
- ④ 避難情報等発令により立退き避難が必要な住民に求める行動の設定
- ⑤ 避難情報等の発令判断に用いる防災気象情報や観測情報の収集元の特定
- ⑥ 避難情報等の判断に関する助言を求める専門機関の特定

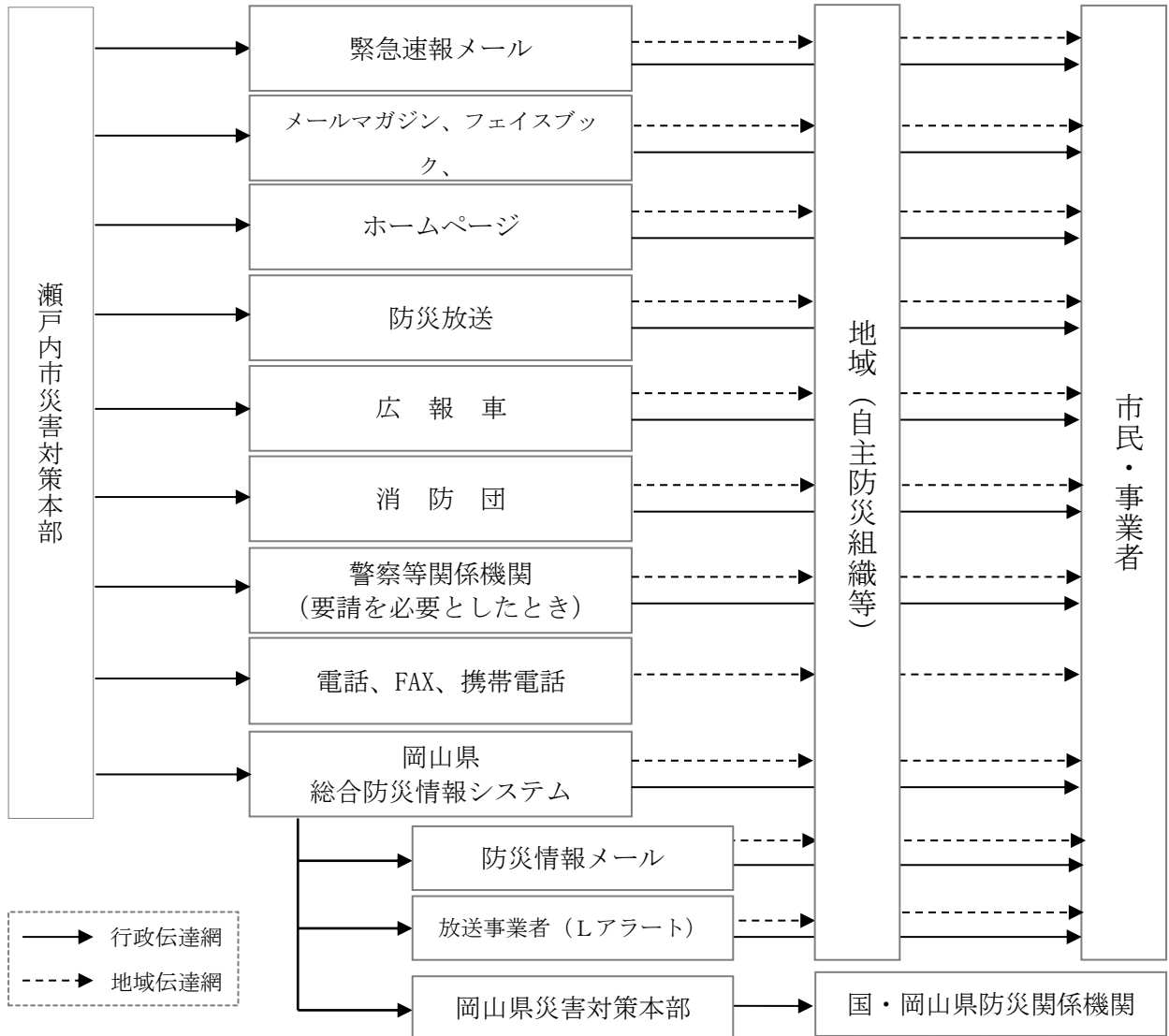
3. 避難情報等の伝達方法

3.1 避難情報等の伝達手段

市及び防災関係機関が保有する次の手段を用いて伝達するとともに、できるだけ多くの手段を用いて実施するものとする。

- ① テレビ・ラジオ放送（Lアラート）
- ② 防災放送
- ③ 緊急速報メール
- ④ 広報車
- ⑤ 消防団車両
- ⑥ 電話，FAX
- ⑦ メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、防災アプリ
- ⑧ ホームページ
- ⑨ 岡山県総合防災情報システム（岡山県防災情報メール配信サービス）
- ⑩ 国土交通省放流警報装置・情報表示設備
- ⑪ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民による直接的な声掛け（避難行動要支援者）

○避難情報等の伝達手段



【水害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

水害における避難情報等の対象となる地域は、一級河川吉井川、一級河川吉井川水系千町川、千町古川、一級河川吉井川水系千田川、千田川放水路、香登川の想定最大規模降雨による洪水想定区域図を基本とする。

避難情報等の発令にあたっては立退き避難が必要な区域や、屋内安全確保の区域を示すのではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。また、水害における避難行動は屋内安全確保、緊急安全確保も含めることと整理したが、避難情報等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した立退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

1.1 立退き避難が必要な区域（対象建物）

河川区分	立退き避難が必要な区域（対象建物）
洪水想定区域が示されている河川 (1) 洪水予報河川 一級河川吉井川 (2) 水位周知河川 一級河川吉井川水系千町川、千町古川 一級河川吉井川水系千田川、千田川放水路、香登川	① 堤防から水が越流したり、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域 ② 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ③ 堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3.0mを超える区域の2階建ての家屋 ④ 堤防の決壊等で氾濫した場合、長期間深い浸水が続くことが想定される区域
小河川	① 河川沿いの家屋

1.2 立退き避難の対象とならない事象（屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない事象）

- ① 短時間で局地的な大雨
- ② 浸水の深さが浅い中小河川
- ③ 浸水の深さが浅い内水

2. 避難情報等の判断

避難情報等の判断基準は、立退き避難が必要な洪水による氾濫とし、河川毎に設定するものとする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
国土交通省 岡山河川事務所	岡山三川水害タイムラインポータルサイト	気象情報 水位情報（吉井川） ライブカメラ映像（吉井川） 等
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、指定河川洪水予報 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、水位情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び降雨状況（千田川・千町川）

2.2 避難情報等の判断基準など

河川名	洪水予報河川 一級河川吉井川（国土交通省直轄）		
立退き避難 対象地区	地区名	区域	立退き避難対象地区（大字）
	邑久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	福田地区	全域	豆田、福元、百田、宗三、福中
	今城地区	全域	大富、福山、向山、北島
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	本庄地区	全域	本庄、下山田、上山田
	玉津地区	一部	尻海
	笠加地区	全域	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	行幸地区	全域	福岡、服部、八日市、長船
	国府地区	全域	牛文、磯上、福里、土師
	美和地区	全域	西須恵、東須恵、飯井
	【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である7.70mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合	
② 指定河川洪水予報の水位予測により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.20m（レベル4水位））に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合）			
③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合			
④ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合			
⑤ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）			
【警戒レベル4】 避難指示	① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達したと発表された場合		
	② 吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達していないものの、指定河川洪水予報により、御休水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合		
	③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合		
	④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合		
	⑤ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合		
	⑥ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令）		

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>⑦ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準①から⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>① 吉井川の御休水位観測所の水位が、<u>氾濫開始相当水位である</u> _____ m（国交省未公表）<u>に到達</u>した場合</p> <p>② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合</p> <p>※発令基準①から④を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済の場合、発令基準⑤の災害発生を確認しても、警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

基準観測所 (御休)	基準水位		洪水予報の種類と条件	
	区分	水位 (m)	種類	発表条件
	はん濫発生		はん濫発生情報 (洪水警報) 【警戒レベル5相当】	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したとき
	はん濫危険水位	8.20	はん濫危険情報 (洪水警報) 【警戒レベル4相当】	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき
	避難判断水位	7.70	はん濫警戒情報 (洪水警報) 【警戒レベル3相当】	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
	はん濫注意水位	5.80	はん濫注意情報 (洪水注意報) 【警戒レベル2相当】	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
	水防団待機水位	4.80		
助言を求める 専門機関	気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン 河川の水位に関すること 岡山河川事務所防災情報課 086-223-5196			
備 考	浸水想定区域 〈想定内容〉 L1：(計画規模) 吉井川流域の2日間総雨量 270mm L2：(想定最大規模) 吉井川流域の48時間総雨量 744mm ・福岡付近(吉井川 14.0 km)の破堤を想定した場合、長船支所に約1時間、本庁に約3時間で到達 ・坂根付近(吉井川 16.8 km)で破堤を想定した場合、長船支所に約2時間、本庁に約8時間で到達 ・邑上橋南側(吉井川 11.4km)で破堤を想定した場合、長船支所に約3時間、本庁に約90分で到達			

河川名	水位周知河川 一級河川吉井川水系千町川、千町古川（岡山県管理）		
立退き避難 対象地区	地区名	区域	立退き避難対象地区（大字）
	呂久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	今城地区	一部	大富、向山、北島
	本庄地区	一部	本庄、下山田
	玉津地区	一部	尻海
	美和地区	一部	西須恵
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 千町川の水位観測所の水位が避難判断水位 1.70m（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>（2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>		
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 千町川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.00m（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>（2）洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合）</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風と伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>		

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する子とが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である <u> </u> m (県未公表) に到達した場合</p> <p>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>										
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位 (レベル 4 水位) 及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>										
<p>基準観測所 (千町水位観測所)</p>	<table border="1" data-bbox="443 1122 1394 1413"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準水位</th> <th rowspan="2">零点標高</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫危険水位 【警戒レベル 4 相当】</td> <td>2.00</td> <td rowspan="2">TP-0.63m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 【警戒レベル 3 相当】</td> <td>1.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>・河川監視カメラ (本庄) にて、水位や降雨状況を監視する。</p>	基準水位		零点標高	区 分	水位 (m)	はん濫危険水位 【警戒レベル 4 相当】	2.00	TP-0.63m	避難判断水位 【警戒レベル 3 相当】	1.70
基準水位		零点標高									
区 分	水位 (m)										
はん濫危険水位 【警戒レベル 4 相当】	2.00	TP-0.63m									
避難判断水位 【警戒レベル 3 相当】	1.70										
<p>助言を求める 専門機関</p>	<p>気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン</p> <p>河川の水位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481</p>										
<p>備 考</p>	<p>浸水想定区域 (想定内容)</p> <p>L1 : (計画規模) 千町川流域の 24 時間総雨量 202mm</p> <p>L2 : (想定最大規模) 千町川流域の 24 時間総雨量 739mm</p>										

河川名	水位周知河川 一級河川吉井川水系千田川・千田川放水路、香登川（岡山県管理）		
立退き避難 対象地区 (自治会)	地区名	区域	立退き避難対象地区（大字）
	邑久地区	全域	尾張、山手、山田庄、豊安
	福田地区	全域	豆田、福元、百田、宗三、福中
	今城地区	全域	大富、福山、向山、北島
	豊原地区	全域	東谷、豊原、大窪
	本庄地区	一部	本庄、下山田
	笠加地区	全域	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	行幸地区	一部	福岡、服部、長船
	国府地区	全域	牛文、磯上、福里、土師
	美和地区	全域	西須恵、東須恵、飯井
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 千田川の水位観測所の水位が避難判断水位 千田 3.20m/福中 3.30m（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（1）千田水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>（2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>		
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 千田川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 千田 3.50m/福中 3.40m（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>（1）千田水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>（2）洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合）</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑤ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風と伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>		

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>① 水位観測所の水位が、<u>氾濫開始相当水位である</u> m (県未公表) に到達した場合</p> <p>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>															
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位 (レベル 4 水位) 及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>															
<p>基準観測所 (干田・福中水位観測所)</p>	<p>基準観測所の基準水位等</p> <table border="1" data-bbox="383 1070 1385 1368"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準観測所</th> <th>干田水位観測所</th> <th>福中水位観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>氾濫危険水位 [m] 【警戒レベル 4 相当】</td> <td>3.50</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 [m] 【警戒レベル 3 相当】</td> <td>3.20</td> <td>3.30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">零点標高 [m]</td> <td>TP+0.08</td> <td>TP+0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>・河川監視カメラ (土師/福中)・市設置管理) にて、水位や降雨状況を監視する。</p>	基準観測所		干田水位観測所	福中水位観測所	区分	氾濫危険水位 [m] 【警戒レベル 4 相当】	3.50	3.40	避難判断水位 [m] 【警戒レベル 3 相当】	3.20	3.30	零点標高 [m]		TP+0.08	TP+0.00
基準観測所		干田水位観測所	福中水位観測所													
区分	氾濫危険水位 [m] 【警戒レベル 4 相当】	3.50	3.40													
	避難判断水位 [m] 【警戒レベル 3 相当】	3.20	3.30													
零点標高 [m]		TP+0.08	TP+0.00													
<p>助言を求める 専門機関</p>	<p>気象・雨量に関すること 岡山地方気象台ホットライン 河川の水位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481</p>															
<p>備考</p>	<p>浸水想定区域 (想定内容)</p> <p>L1 : (計画規模) 干田川流域の 24 時間総雨量 215mm L2 : (想定最大規模) 干田川流域の 24 時間総雨量 741mm</p>															

河川名	その他中小河川
基本的な考え方	<p>中小河川については、浸水想定区域図が整備されていないことや水位観測が行えないこと、短時間の降雨で浸水が発生すること、狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、基本的に避難情報等の対象としない。ただし、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織から得られた被害情報をもとに局所的に避難情報等を発令することは考えられる。</p> <p>山間部等の流れの速い河川沿いの家屋は、立退き避難も必要となる場合があるが、土砂災害における避難情報等の判断基準をもって、発令するものとする。</p>
立退き避難対象地区	避難情報等の判断基準に基づき、避難対象地区を判断するものとする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>② 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>① 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>② 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>③ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>
避難情報等の解除	<p>その他河川等については当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。</p>
特徴及び市民等に周知すべき事項	<p>中小河川は、床上浸水となるケースが少ないことや浸水が極めて短時間で発生するケースが多い。</p> <p>避難情報等が発令された場合の避難行動は、中小河川沿いの家屋の市民には、屋内安全確保を基本として避難行動を検討してもらうことが重要である。</p>

3. 避難情報等の伝達文例

避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

河川	避難情報区分	伝達文例
洪水予報河川 一級河川吉井川 (国土交通省直轄)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる、高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難場所や安全な親戚や知人宅などに速やかに避難してください。 ⑤ なお、避難場所は○○です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ自主的に避難してください。 ⑧ 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
二級河川千町川・千田川 (岡山県管理) その他中小河川	【警戒レベル4】 避難指示	(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回) ① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚や知人宅などに今すぐ避難してください。 ⑤ なお、避難場所は○○です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

	<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>【河川氾濫が切迫している状況】 (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。 ○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、既に避難場所への立退き避難を安全にできない場合があります。 ⑤ 避難場所への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p>
	<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>【河川氾濫を確認した状況】 (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ④ ○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。</p>

4. 特別警報の取扱い

4.1 大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの

- ① 大雨特別警報発表時には、既に避難情報等の判断及び発令を行っていることを前提とする。
- ② 大雨特別警報発表時には、避難情報等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の容を再度確認するものとする。
- ③ 避難情報等の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たないものとする。

4.2 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報

- ① 伊勢湾台風クラス（中心気圧 930hPa 以下等）の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの。
- ② 特定の河川を対象とした警報ではないため、その時点で河川の水位や雨量が避難情報等の判断基準に達していない場合が多い。
- ③ 河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するようにするものとする。

【土砂災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

本マニュアルで対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流とする。

土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、正確な事前予測が困難であり、発生してからは逃げることは困難で木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい。一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査すればかなりの程度で把握することができ、危険な区域から少しでも離れれば人的被害の軽減が期待できる。

土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者等は立退き避難をできるだけ早く行うことが必要である。高齢者等避難の発令時点において土砂災害警戒区域・危険箇所等の要配慮者は立退き避難を開始することとなるが、その他の居住者等についても自発的に避難することが推奨される。また、土砂災害は避難指示を確実に発令し、この情報で避難を促すことが基本となる。

夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動によって、少しでも危険性の低い場所に身を置くことができるため、躊躇なく避難情報等を発令することを基本とする。

既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している等、遠くの指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合は、「近隣の安全な場所」へ避難することが考えられる。「近隣の安全な場所」としては、土石流が流れてくると予想される区域や急傾斜地からできるだけは離れていること、できるだけ高い場所であること、堅牢な建物内の上層階であることが必要であり、具体的には、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等における上層階、山から離れた小高い場所等が候補となる。

さらに、小規模な斜面崩壊（がけ崩れ）が想定される区域においては、遠くの指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、「屋内安全確保」をとることが有効な場合もある。ただし、土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから「屋内安全確保」をとるべきではなく、危険な区域から離れた場所への避難、もしくは堅牢な建物の高層階への避難等が避難行動の選択肢として考えられる。「屋内安全確保」は緊急的にやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、早い段階において指定緊急避難場所への避難を終えておくことが望ましい。

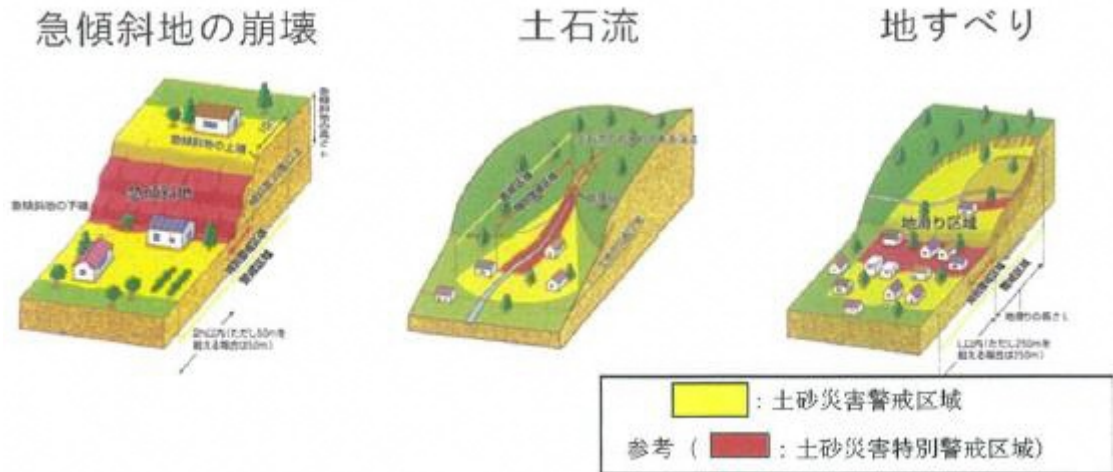
以上について、居住者・施設管理者等への周知を平時から徹底しておくことが、いざという時に躊躇なく避難情報等を発令するために必要となる。

1.1 避難情報等の対象とする土砂災害の危険箇所

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」（岡山県が指定）

土砂災害防止法に基づき居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、「土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域」のこと。

なお、土砂災害特別警戒区域は警戒レベル 4 避難指示の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。



(2) 土砂災害危険箇所（岡山県が調査）

土砂災害危険箇所は、岡山県が調査し、岡山県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも岡山県に閲覧することが可能である。

以下に、それぞれの危険区域判定の基準を示す。

- ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
- ②土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域
- ③地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域

(3) その他の場所

土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある

また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難施設及び避難路、避難訓練、救助その他警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定がなされていない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

2. 避難情報等の判断

土砂災害は、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難情報等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、雨量情報、土砂災害情報（土砂災害警戒情報、危険度分布）等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、雨量情報、土砂災害情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び降雨状況

2.2 避難情報等の判断基準など

危険区域	土砂災害警戒区域：土石流 33 箇所、急傾斜 89 箇所 （内土砂災害特別警戒区域：土石流 14 箇所、急傾斜 48 箇所） 山地災害危険地区：崩壊土砂流出危険地区 80 箇所、山腹崩壊危険地区 92 箇所		
立ち退き 避難対象 地区 (自治会)	地区名	区域	立ち退き避難対象地区
	牛窓地区	全部	牛窓
	鹿忍地区	全部	鹿忍、千手
	長浜地区	全部	長浜
	邑久地区	一部	山手、山田庄
	今城地区	一部	向山、北島
	笠加地区	全部	上笠加、下笠加、箕輪、北池
	豊原地区	一部	東谷、豊原
	本庄地区	全部	本庄、上山田、下山田
	玉津地区	全部	尻海、庄田
	裳掛地区	全部	福谷、虫明
	国府地区	一部	牛文、磯上、土師
美和地区	全部	西須恵、東須恵、飯井	
<p>ハザードマップ等で土砂災害警戒区域・危険箇所等を確認し、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報等を発令する。</p> <p>災害の発生を把握した場合は、発生個所を含む区域内（大字単位）の土砂災害警戒区域・危険箇所等に災害発生情報を発令する。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報等を発令することを検討する。</p>			

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規則等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）となった場合</p> <p>③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認）</p> <p>① 土砂災害の発生が確認された場合</p>
<p>特別警報の 取扱い等</p>	<p>瀬戸内市の大雨警報の土壌雨量指数基準値：121 大雨特別警報（土砂災害）：雨量を基準とするもの</p> <p>① 大雨特別警報（土砂災害）発表時には、既に避難指示等の判断及び発令を行っていることを前提とする。</p> <p>② 大雨特別警報発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。</p>

	<p>台風等を要因とする大雨、暴風特別警報</p> <p>① 伊勢湾台風クラス（中心気圧 930hPa 以下等）の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの</p> <p>② 発表時点で避難指示等の判断基準に達していない場合が多い</p> <p>③ 判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難・避難指示を発令するようにするものとする。</p>
避難情報等の解除	<p>土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。</p> <p>一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・岡山県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>
助言を求める 専門機関	<p>気象・土砂災害に関すること 岡山地方気象台ホットライン</p> <p>土砂災害に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481</p>

3. 避難情報等の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

避難情報区分	伝達文例
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 3、「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>④ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</p> <p>⑤ なお、避難場所は〇〇です。</p> <p>⑥ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p> <p>⑦ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれのある方は自主的に避難してください。</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>④ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>⑤ なお、避難場所は〇〇です。</p> <p>⑥ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(土砂災害発生が切迫している状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 瀬戸内市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>④ 〇〇地区の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</p> <p>⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(土砂災害発生を確認した状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>④ 〇〇地区は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</p> <p>⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。</p>

【高潮災害編】

1. 避難情報等発令の判断基準の基本的考え方

避難情報等の対象となる高潮災害は、台風や低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時とし、その対象地域は既往最大潮位を観測し、最も甚大な被害を受けた平成 16 年 8 月台風 16 号の浸水実績を基本とする。

高潮からの避難は、想定される高潮の高さで対象が大きく異なる。高潮特別警報等で発表される予想最高潮位から、高潮時の波浪が海岸堤防等を超えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となる。高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えることで広い範囲での浸水が想定される場合には、高潮ハザードマップ（高潮浸水想定区域）のうち浸水深が深くなったり浸水が長期にわたったりする区域の居住者等の避難が必要となる。

高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、避難指示に先立ち高齢者等避難を早めに発令する。

高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、要配慮者のみならず立退き避難の対象区域のすべての居住者等が避難行動をとす必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に避難指示の発令を検討する。

被災時の潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。

1.1 避難情報等の対象とする高潮災害

ケース	命を脅かす危険性のある事象
ケース 1	潮位が堤防を越えなくとも、高潮を重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合
ケース 2	潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で浸水が想定される場合。

2. 避難情報等の判断

避難情報等の判断基準は、防災気象情報を参考に判断することを基本に、平成 16 年 8 月台風 16 号の浸水実績図を基に立退き避難対象地区を設定するものとする。

2.1 避難情報等の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象情報、潮位観測情報 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、潮位観測情報、ライブカメラ映像情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び潮位状況（虫明漁港）

2.2 避難情報等の判断基準など

危険区域	平成 16 年 8 月台風 16 号による高潮災害被災地域（潮位：TP+2.47m（CDL3.54m））																								
立退き避難 対象地区 （自治会）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾・漁港名</th> <th>地 区</th> <th>立退き避難対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛窓港</td> <td>牛窓地区</td> <td>紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町 東町・大浦・前島</td> </tr> <tr> <td>鹿忍港</td> <td>鹿忍地区</td> <td>沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西脇 子父雁</td> </tr> <tr> <td>玉津港</td> <td>玉津地区</td> <td>敷井</td> </tr> <tr> <td>間口港</td> <td>福谷地区</td> <td>間口前泊</td> </tr> <tr> <td>知尾港</td> <td>福谷地区</td> <td>知尾</td> </tr> <tr> <td>虫明漁港</td> <td>虫明地区</td> <td>田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝</td> </tr> <tr> <td>布浜港</td> <td>虫明地区</td> <td>布浜</td> </tr> </tbody> </table>	港湾・漁港名	地 区	立退き避難対象地区	牛窓港	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町 東町・大浦・前島	鹿忍港	鹿忍地区	沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西脇 子父雁	玉津港	玉津地区	敷井	間口港	福谷地区	間口前泊	知尾港	福谷地区	知尾	虫明漁港	虫明地区	田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝	布浜港	虫明地区	布浜
	港湾・漁港名	地 区	立退き避難対象地区																						
	牛窓港	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町 東町・大浦・前島																						
	鹿忍港	鹿忍地区	沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西脇 子父雁																						
	玉津港	玉津地区	敷井																						
	間口港	福谷地区	間口前泊																						
	知尾港	福谷地区	知尾																						
	虫明漁港	虫明地区	田辺里・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東・瀬溝																						
布浜港	虫明地区	布浜																							
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ③ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性があり旨、岡山県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 																								

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合</p> <p>② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）</p> <p>（夕刻時点で発令）</p> <p>注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想させる場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。</p> <p>注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。</p> <p>注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報の発表の可能性を言及する岡山県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要になることに留意が必要である。</p>
--------------------------	---

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>① 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ② 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報等の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 異常な越波・越流が発生した場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</p>								
<p>避難情報等の解除</p>	<p>当該地域の高潮警報（警戒レベル 4 相当情報 [高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。</p>								
<p>牛窓観測所 (牛窓港)</p>	<table border="1" data-bbox="397 1021 1442 1229"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 1021 663 1095">危険潮位</th> <th data-bbox="663 1021 930 1095">警報発表基準</th> <th data-bbox="930 1021 1197 1095">注意報発表基準</th> <th data-bbox="1197 1021 1442 1095">既往最高潮位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 1095 663 1229">TP+1.80m (CDL2.87m)</td> <td data-bbox="663 1095 930 1229">TP+1.80m (CDL2.87m)</td> <td data-bbox="930 1095 1197 1229">TP+1.40m (CDL2.47m)</td> <td data-bbox="1197 1095 1442 1229">TP+2.47m (CDL3.54m)</td> </tr> </tbody> </table>	危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.40m (CDL2.47m)	TP+2.47m (CDL3.54m)
危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位						
TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.40m (CDL2.47m)	TP+2.47m (CDL3.54m)						
<p>助言を求める 専門機関</p>	<p>気象・潮位に関すること 岡山地方気象台ホットライン 潮位に関すること 岡山県土木部防災砂防課 086-226-7481</p>								

3. 避難情報等の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難情報等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難情報等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

避難情報区分	伝達文例
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>(サイレン 5 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ④ 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる、高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難場所や安全な親戚や知人宅などに速やかに避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ自主的に避難してください。 ⑧ 特に、沿岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ⑨ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>(サイレン 10 秒吹鳴+2 秒休止*2 回)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ④ 〇〇地区の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ⑤ なお、避難場所は〇〇です。 ⑥ ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。 ⑧ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>(高潮氾濫が切迫している状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため ○○地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しま した。 ④ ○○地区の高潮浸水想定区域にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安 全にできない場合があります。 ⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも 浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身 の安全を確保してください。</p> <p>(高潮氾濫発生を確認した状況) (サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ ② こちらは、防災瀬戸内市です。 ③ ○○地区で高潮氾濫が発生したため、○○地区の高潮浸水想定区域に対し、警 戒レベル 5、「緊急安全確保」を発令しました。 ④ ○○地区の高潮浸水想定区域にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安 全にできない場合があります。 ⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸 水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の 安全を確保してください。</p> <p>(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細 に居住者等に伝達することに努める。)</p>
-----------------------------	--

【津波災害編】

1. 避難指示発令の判断基準の基本的考え方

避難指示の対象となる津波災害は、南海トラフ地震に伴い発生する津波を想定し、その対象地域は津波ハザードマップにおける津波浸水想定区域を基本とする。

津波は 20 cm から 30 cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

1.1 南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波災害

平成 25 年 3 月発表 岡山県津波浸水想定による

ケース	津波高	浸水面積	海面変動影響開始時間
地震により堤防等が破壊される場合	2.8m	1,090ha	+20cm 到達時間
津波が越流し、堤防等が破壊される場合	3.0m	460ha	118 分

津波浸水想定区域が最大となる「地震により堤防等が破壊される場合」で定める

1.2 立退き避難が必要な住民に求める避難行動の考え方

情報区分	住民に求める避難行動
避難指示	できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する。

2. 避難指示発令の判断

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし津波浸水想定を参考とする。津波は地形により局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市において発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市長が躊躇なく発令できるよう、国、岡山県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

(1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき岡山県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

(2) 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防が低いため、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 3m と予想される、海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 3m より局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

(3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 1m と予想される、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ 1m より局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

2.1 避難指示の判断のための防災情報の入手方法

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	津波警報・注意報、津波に関する情報、潮位観測情報 等
岡山県	岡山県総合防災システム	気象情報、潮位観測情報、ライブカメラ映像情報 等
瀬戸内市	監視カメラ	水位及び潮位状況（虫明漁港）

2.2 避難指示の判断基準など

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。また、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

対象区域	岡山県津波浸水予測図（平成 25 年 3 月）における津波浸水想定区域 （瀬戸内市地震・津波ハザードマップにおける浸水想定区域）		
立退き避難 対象地区 （自治会）	地 域	地区	立退き避難対象地区
	沿岸部	牛窓地区	紺浦・栄町・綾浦・中浦・関町・西町・本町・東町 大浦・師楽・前島
		鹿忍地区	沖・東・西浦・中浦・小向・大向・西浜・畑・西脇 子父雁
		長浜地区	粟利郷・国塩・中村・西浦・上・浜・下・弁天
		玉津地区	西部西・西部東・市場・中東・大東・敷井
		福谷地区	知尾・間口前泊・下寺
		虫明地区	新町・田辺里・上町・浜西・浜東・瀬戸西・瀬戸東 瀬溝・布浜・愛生園・光明園
	内陸部	今城地区	北島（仁生田）・向山（向山沖田）
		豊原地区	豊原（大橋・円張西・円張東） 大窪（茶屋本サウスタウン） 東谷（東谷）
		邑久地区	豊安（豊安下） 山手（真徳西・真徳東・水落） 尾張（千町）
		本庄地区	下山田（舟原東・舟原西・リゾナーレ瀬戸内・内沼） 本庄（夢の郷・西の谷・下浦・東谷・土佐北・土佐南）
美和地区		西須恵（尻無西・尻無東・花尻）	
避難指示	① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合		
避難指示 の解除	当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。		

避難情報等 判断の情報	<p>地震発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。</p> <p>なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。</p>				
		区分	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
				数値	定性的表現
	大津波警報	特別警報	10m～	10m超	巨大
			5m～10m	10m	
			3m～5m	5m	
津波警報	警報	1m～3m	3m	高い	
津波注意報	注意報	20cm～1m	1m	表記なし	
助言を求め る専門機関	津波に関すること 岡山地方気象台ホットライン				
遠地地震	<p>日本から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等の避難に時間を要する人が安全な場所に立退き避難をできるよう早めのタイミングで避難指示を発令するものとする。</p>				

3. 避難指示の伝達文例

防災行政無線を使用した場合の避難指示の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難指示に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫するものとする。

区分	ケース	伝達文例
避難指示	大津波警報、津波警報が発表された場合	<p>(サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ (切迫感をもって「津波だ、逃げろ！などの呼びかけも有効)</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 大津波警報（津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>④ ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難して下さい。</p>
	強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	<p>(サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！ (切迫感をもって「津波だ、逃げろ！などの呼びかけも有効)</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 強い揺れの地震がありました。</p> <p>④ 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>⑤ ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難して下さい。</p>
	津波注意報が発表された場合	<p>(サイレン 30 秒吹鳴+6 秒休止*2 回)</p> <p>① 緊急放送！緊急放送！</p> <p>② こちらは、防災瀬戸内市です。</p> <p>③ 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>④ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。</p>

参考文献

- ・避難情報等に関するガイドライン 令和3年5月【内閣府（防災担当）】

避難情報等の発令及び伝達マニュアル

策定：平成22年6月

改定：令和3年6月

発行：瀬戸内市役所

編集：瀬戸内市総務部危機管理課